



平成 30 年 12 月 17 日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会

会長 金子 收

特別職の報酬等の額について（答申）

平成 30 年 11 月 29 日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年 7 月文京区条例第 30 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき意見を求められた「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額について」、別紙のとおり答申します。

# 答 申

## 1 はじめに

本審議会は、平成 30 年 11 月 29 日、文京区特別職報酬等審議会条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、文京区長から、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額（以下「特別職の報酬等の額」という。）について意見を求められた。

本審議会は、慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

## 2 一般職の給与及び特別職の報酬等の額の状況

### (1) 一般職に対する平成 30 年の特別区人事委員会勧告

#### 公民較差

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
383,760 円	393,431 円	△9,671 円 (△2.46%)

### (2) 昨年度の状況

一般職については、特別区人事委員会の「公民較差 526 円 (0.13%) を解消するため、給料表の引上げ改定を行うべきである」とする勧告に基づき、増額改定が行われた。

特別職の報酬等の額についても、0.13%に相当する額を引き上げることが妥当であるとの結論に達した。

### (3) 他の特別区との比較

現行の特別職の報酬等を他の特別区と比べると、多くの職において、順位は下位に位置し、その額も平均値を下回っている状況にある。

### 3 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、以下の点を考慮し、総合的に判断する。

- (1) 10月の月例経済報告（内閣府）によると、「景気は、緩やかに回復している。」
- (2) 文京区は、着実な財政運営を行っており、特別区税収入も増加が続いているが、国の不合理な税制改正やふるさと納税等により、歳入への影響が懸念される。また、社会保障関係経費や施設改修等の経費の増加も見込まれることから、予断を許さない状況である。
- (3) 特別区人事委員会により、一般職の給料表を2.46%引き下げ、また、勤勉手当については、0.1月引き上げる勧告が出ている。
- (4) 特別区長会は、本年の特別区人事委員会における職員の給料表の引下げ勧告について、30年振りに実施した行政系人事・給与制度の抜本的な改正の移行期に生じた職員構成等の一過性の歪みが主な要因であるとしている。
- (5) 本年の人事院による国家公務員の給与勧告では、月例給を引上げ、東京都人事委員会による東京都職員の給与勧告では、月例給は据置きとなっている。また、政令市の人事委員会勧告では、20市中14市が月例給を引上げ、6市が据置きとしており、引下げとしている政令市はない。

### 4 本審議会における議論

- (1) 特別区人事委員会が、公民較差を解消するため、一般職の給与に対して、2.46%引き下げる勧告を行ったことについて、今年度実施された人事・給与制度改正によるところが大きいのであれば、要因となった部分を修正した形で勧告を出すべきであった。
- (2) 今回の勧告は、例年とは要因が異なるものであり、勧告内容のみで特別職の報酬等を判断するべきではなく、過去に減額の勧告があった年度でも、特別職の報酬等の額を「据置き」とした経緯も考慮して、判断する必要がある。

(3) 特別職の報酬等の額は、他の特別区との均衡を失っていないかどうかの観点も重要であり、現状において23区中の順位は中位から下位に位置していることを考慮する必要がある。

(4) 上記の他に、これまで本審議会では、特別区人事委員会勧告を参考に取扱いを決定してきた経緯があることから、今年度も勧告を尊重すべきではないか、などの意見があった。

## 5 審議結果

本審議会は、特別職の報酬等の額については、現行のまま据置きとするのが妥当であるとの結論に達した。

## 6 その他

今後、社会経済情勢の急激な変動や他の特別区との均衡の大きな崩れなど、文京区の特別職の報酬等をめぐる状況に大きな変化が生じたときには、本審議会を開催し、額の見直しを検討すべきである。

文京区特別職報酬等審議会委員

会 長 金 子 收

職務代理者 高 橋 毅 喜

委 員 淺 賀 厚 信

委 員 雨 宮 由 卓

委 員 岡 田 伴 子

委 員 尾 高 勝 郎

委 員 玉 澤 靖 孝

委 員 二 瓶 紀 子

委 員 宮 崎 淳

委 員 吉 川 豊